

1 令和 6 年 2 回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日	時	令和 6 年 2 月 13 日 (火)
	開 議	午後 1 時 30 分
	閉 議	午後 3 時 10 分

3 会	場	消防署 講堂
-----	---	--------

4 出 席 委 員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	9 番 大久保 一弘
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠 席 委 員

6 事 務 局

局 長	関 口 美 鈴
係 長	佐 藤 江美子
書 記	原 島 啓 太

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 第 3 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第 4 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査
について
- (5) 第 5 号議案 特定農地貸付承認申請について
- (6) 第 4 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (7) 第 5 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和6年第2回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、５番 高橋 一朗君、６番 川村 あや君を指名いたします。次に日程２、第２号議案 農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号7号については令和6年1月30日に会長、職代、土地部会長と現地調査を実施しております。

会長　それでは受付番号 7 号について土地利用部会長・職務代理・私から説明します。まず土地利用部会長お願いします。

松本委員　　7番委員の松本です。事務局からの説明にもありましたが、現地確認を行った結果、法人が貸借で借りている土地は自身で耕作していることが確認できませんでした。

議長 職務代理をお願いします。

高橋職代 5番委員の高橋です。状況については、松本委員と同じです。

議 長 法人化してから、かなり経過しているが、申請書とおりに農地を管理している状況は確認できませんでした。また、稲城市での農地を管理できる法人の役員も不明瞭な状況でした。説明は以上ですが、皆様からの。質疑・意見をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議 長 挙手なしです。したがって第2号議案については不承認といたします。次に日程3、第3号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号216号については令和6年1月25日に地元委員の上原委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号216号について上原委員より説明願います。

上原委員 11番委員の上原です。受付番号216号については、事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第3号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第3号議案については承認されました。次に日程4、第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回は高橋委員の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、高橋委員が退席します。暫時休憩いたします。

(高橋委員が退席)

議 長 それでは、高橋委員の関係案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第４号議案については承認されました。暫時休憩いたします。

(高橋委員着席)

議 長 それでは、その他の案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。いかがですか？

議 長 よろしいでしょうか、質疑がありませんので、採決いたします。第４号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第４号議案については承認されました。次に日程５、第５号議案 特定農地貸付承認申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号１号については令和６年１月２４日に地元委員の小宮委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 1 号について小宮委員より説明願います。

小宮委員 10 番委員の小宮です。受付番号 1 号については、事務局と現地確認を行った結果、特定農地貸付の承認を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第 5 号議案 特定農地貸付承認申請について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 5 号議案については承認されました。次に日程 6、第 4 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 法人の所有地が多いが、これは以前に転用が出ている案件ですよね？

事 務 局 そのとおりです。

議 長 他に質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 7、第 5 号報告
相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。
事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専
決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑の
ある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了
しましたので、令和 6 年第 2 回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 10 分閉会)